

# 今月の納税

軽自動車税……………全期

納期限 5月31日(水)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

5月31日(水)までに納付を

## 自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)

### 自動車税(種別割)

毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税される県税です。5月上旬に自動車税事務所から送付される納税通知書で納めてください。

### ▼納税場所

県内の金融機関、郵便局、自動車税事務所、行政県税事務所、コンビニエンスストア、インターネットバンキング、「PayEasy(ペイジー)」対応のATM。

また、LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払いで納税できます。

※詳しくは納税通知書、または県ホームページ(https://www.pref.gunma.jp/)にアクセスし、「自動車税特集」で検索してください。

▼問い合わせ先

渋川行政県税事務所

☎0279・22・4050

群馬県自動車税事務所

☎027・263・4343

### 軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在で、町に登録されている所有者などに課税されている町税です。5月中旬に送付される納税通知書で納めてください。

### ▼納税場所

県内の指定金融機関、郵便局、役場、コンビニエンスストア、LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い。

### □口座振替納税

いずれも引落日は、5月31日(水)です。前営業日までに預金残高を必ず確認してください。**自動車税(種別割)**の口座振替をこれから申し込む場合は、令和5年度の納税から利用できます。**軽自動車税(種別割)**の口座振替納税、スマホ決済アプリ(LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い)による納税の納税証明書は6月中旬に送付します。それ以前に必要な場合はお問い合わせください。

## 軽自動車税(種別割)の減免

身体や精神に障害がある人は、申請すると1台分の軽自動車税(種別割)が免除になる場合があります。

※自動車税(種別割)と軽自動車税(種別割)の減免を重複して受けることはできません。

### ▼受付期間

5月11日(水)～24日(水)

▼申請に必要なもの(新規に申請する人)

□令和5年度吉岡町軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収書

□身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか(精神障害者保健福祉手帳の場合、自立支援医療受給者証も必要)

□減免を受けようとする軽自動車などを運転する人の運転免許証

□軽自動車検査証

□納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード+顔写真付き身分証明書(運転免許証など)

### ▼問い合わせ先

税務会計課 税務室

☎26・2237(直通)

マイナンバーカード申請、受け取りおよび証明発行延長サービス

▼期日 5月1日(水) 15日(水)

6月5日(水)

▼時間 午後7時30分

▼場所・問い合わせ先

住民課 住民環境室

☎26・2244(直通)



マイナンバーの申込期限が9月末に延長になりました。役場の申請支援窓口も9月末まで延長しますのでご利用ください。

企業版ふるさと納税

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様より寄付



企業版ふるさと納税で  
吉岡町を応援してください

町の地方創生の取り組みにかかる企業版ふるさと納税として、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様(代表新納 啓介氏)より10万円の寄付をいただきました。

いただいた寄付金は、一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまちをつくる事業として行う「保育士等確保事業」にかかる費用に活用させていただきます。



▲目録贈呈式

企業版ふるさと納税とは、国の認定を受けた町の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。最大で寄付額の約9割が軽減されます。

この制度を活用して町の取り組みを応援いただける企業の皆さまを募集しています。詳しい内容や、町の地方創生プロジェクトについては、お問い合わせください。

- なお、寄付いただくには、次の要件があります。
- 本社(税法上の主たる事業所または事務所)が吉岡町にない企業が対象です。
- 1回当たり10万円以上の寄付が対象です。
- 寄付企業への経済的な利益の供与は禁止されています。
- 寄付の対象期間は令和2年度～令和6年度です。

▼問い合わせ先

企画財政課 企画室  
☎ 26・2241(直通)

環境にやさしいまちづくり

令和5年度住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金



売電開始月から6カ月以内に申請してください。

▼対象(次の全てに該当する場合)

- 町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した、または自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した
- 申請時に世帯全員が町税などを滞納していない
- 所有者全員から同意がとれている
- 電力会社との電力受給契約を締結しており、売電開始日が令和5年4月1日～令和6年3月31日であること
- 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない(1住宅につき1補助とし、かつ1申請者当たり1回限り)
- ※法人・集合住宅および店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は補助金の対象になりません。

▼対象設備(次の全てに該当する設備)

- 住宅への設置に適し、低圧配電線と逆潮流で連系するも

ので、太陽電池の最大出力の合計値およびパワーコンディショナーの定格出力の合計値が10kW未満のもの  
● 起動および停止などに関して全自動運転を行うもの  
● 電力会社と電力需給契約を締結するもの  
● 未使用なもの

▼補助金額

1kW当たり25,000円(1,000円未満切り捨て) ※上限は10万円

▼申請方法

申請書は町ホームページからダウンロードできます。申請書に必要書類を添付し、窓口へ提出してください。郵送による申請はお受けできません。

※予算額に達した時点で受け付けを終了します。受け付けは書類が全てそろっているものを優先します。

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室  
☎ 26・2245(直通)